

平成23年地震災害復旧支援特別資金

貸付対象者

- ・ 組合員および組合員で構成している団体

資金使途

- (1) 罹災により必要となる修繕費、片付け費用、仮設住宅費用および生活物資
- (2) 地震および原子力発電所事故の影響による収入減少により当面必要となる
運転資金、借入償還金、共済掛金、生活資金等

貸付限度額

上記(1)の資金の場合 500万円以内かつ必要額内

(2)の資金の場合 200万円以内かつ必要額内（生活資金の貸付限度額は、
一世帯あたり60万円以内とする。）

ただし、(1)(2)を併せて貸付する場合の貸付限度額は500万円以内とする。

保証・担保

- ・ 不動産担保（根抵当権）または連帯保証人（1名以上）

償還方法

- ・ 元利均等償還、元金均等償還

貸付期間

- ・ 10年以内（うち据置期間3年以内）

貸付利率

1.00%

取扱期限（貸付実行期限）

- ・ 平成25年2月28日

お問合せについて

上記特別資金については、JAすかがわ岩瀬 各支店までお問い合わせ下さい